

第34回焼津市建築審査会会議録

- 1 開催日時 令和3年8月24日(火) 10:30~11:30
- 2 場所 焼津公民館 会議室5・6
- 3 公開の可否 可
- 4 傍聴者 なし
- 5 出席者 (委員)
- 会長 清水 誠一
- 会長代理 池田 浩敬
- 委員 片山 栄範
- 委員 亀澤 ますみ
- 委員 山川 絵里
- (特定行政庁)
- 松岡 宏典 (都市政策部長)
- 高澤 清 (都市政策部建築指導課長)
- 丸山 公明 (都市政策部建築指導課建築指導担当係長)
- 木村 淳一 (都市政策部建築指導課建築指導担当)
- 宮島 佑輔 (同上)
- 6 会議次第 (付議案件)
- 議第1号 建築基準法第43条第2項第2号による包括許可基準に係る許可の報告
- 議第2号 建築基準法第48条第3項ただし書に係る建築許可
- 7 審議事項等
- 《松岡部長》 挨拶
- 《清水会長》 本日の出席委員は5名中5名であり、委員の半数以上であるため、焼津市建築審査会条例第4条の規定により、会議は成立している。
- 本日の会議録の署名人は私の他に山川委員にお願いする。
- 本日の案件は焼津市長より付議されたものが2件ある。
- (付議案件)
- 議第1号 建築基準法第43条第2項第2号による包括許可基準に係る許可の報告
- 《清水会長》 議第1号「建築基準法第43条第2項第2号による包括許可基準に係る許可の報告」の議事に入る。

処分庁より説明をお願いする。

《特定行政庁》 議第1号「建築基準法第43条第2項第2号による包括許可基準に係る許可の報告」について説明させていただく。
 前回の建築審査会において、令和3年2月28日までの案件について報告したため、今回は令和3年3月1日から令和3年7月31日までの期間中に包括許可基準により許可された案件について報告する。
 許可件数は14件、内訳は、包括許可基準第2条(2)ア「臨港交通施設である道」が1件、(3)ア「河川占用」が8件、(3)イ「十分な幅員を有する通路」が2件、(3)ウ「十分な幅員を有する通路」が2件、(3)エ「十分な幅員を有する通路」が1件である。
 (資料にて説明)

《清水会長》 議第1号について、報告があったとおり同意し、焼津市長に結果を報告することとする。

議第2号 建築基準法第48条第3項ただし書に係る建築許可

《清水会長》 議第2号「建築基準法第48条第3項ただし書に係る建築許可」の議事に入る。
 処分庁より説明をお願いする。

《特定行政庁》 議第2号「建築基準法第48条第3項ただし書に係る建築許可」について説明させていただく。
 (資料にて説明)

《清水会長》 各委員の意見、説明等を問う。

《片山委員》 敷地内の駐車場について、計画では66台と聞いているが、現在と比較して増減はどうか。

《特定行政庁》 現在は53台分の駐車場が敷地内にある。計画は66台のため、13台の増加となる。

《山川委員》 建替えによって、利用者の増加はあるのか。

- 《特定行政庁》 計画では、通いの場が新設されるため、そちらの利用者が増加することが想定される。
- 《山川委員》 どの程度増加するのか。
- 《片山委員》 駐車場の台数が現在と比較して13台、おおよそ2割ほど増えるが、その増加分が想定している利用者の増加分なのか。
- 《特定行政庁》 通いの場、認知症カフェは、いわゆる一般的なカフェとは異なり、相談対応等を行う場としての意味合いが強い。これまでも相談対応は行っており、より相談のしやすい環境を整えている。これにより、多少の利用者増加が見込まれるが、大幅な増加は想定していない。具体的な数字を示すことは難しいが、駐車場の増加分で十分対応できる程度と想定している。
- 《片山委員》 通いの場の利用者が全て新規利用者ということではなく、現在の相談者に新規利用者が加わるといった理解でよいか。
- 《特定行政庁》 そのとおり。敷地内の駐車場については、現地を何度か訪問して確認した限りでは、現状も比較的余裕がある状況であった。
- 《池田委員》 駐車場の全体の台数は140台ということだが、その内訳はどうなるのか。
- 《特定行政庁》 敷地外が74台分あるが、そちらは職員が主に使用する。常勤職員が最大で66台駐車し、残った8台分を非常勤職員が使用する。これで不足する場合は、敷地内も併せて使用する。敷地内は66台分あるが、そのうち8台は集配車用のため、残った58台を非常勤職員、社用車、来客、会議出席者で使用するようになる。
なお、会議については説明でも述べたとおり、夜に実施しているため、昼の利用者と重複することはない。
- 《清水会長》 認知症カフェについては自分も少し調べたことがある。介護の新しい取り組みとして、地域で認知症患者の家族の負担を分け合い、家族の負担を減らすことを目的としており、一般に言うカフェとは異なるものである。
他に特にないようであれば、意見、質問等を打ち切る。

議第 2 号について採決をとるが、異議ないか。

《各 委 員》 異議なし。

《清水会長》 それでは、議第 2 号「建築基準法第 48 条第 3 項ただし書に係る建築許可」について、許可に同意するものとし、市長に結果を報告することとする。
以上で審議を終了する。